

入札説明書

1 契約担当課

広島市教育委員会事務局総務部学事課（広島市役所北庁舎6階）
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
電話 082-504-2469（直通）

2 調達内容

(1) 調達サービス及び数量

- ① 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その13）
- ② 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その14）
- ③ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その15）
- ④ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その16）
- ⑤ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その17）
- ⑥ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その18）
- ⑦ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その19）
- ⑧ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その20）
- ⑨ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その21）
- ⑩ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その22）
- ⑪ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その23）
- ⑫ 広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その24） 各一式

(2) 履行の内容等

本業務は、広島市立広島特別支援学校の児童生徒の通学の安全を図るとともに学校教育の円滑な運営に資するため、通学バスを運行する業務を行うものである。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 予定価格

落札決定後に公表

(6) 調査基準価格

落札決定後に公表

(7) 履行場所

本市の指定する場所（仕様書のとおり。）

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-11 運送・保管」に登録されている者であること。
なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、後記5による。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（入札参加資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若

しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可（事業区域に広島市域を含むものに限る。）を受けている者であること。（入札参加資格確認申請書に、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し等当該許可を証する書面の添付を要する。）

4 競争入札参加申込（一般競争入札参加資格確認申請書等の提出）

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書（電子入札にあつては、「競争入札参加資格確認申請書」）を提出し、入札参加申込みをしなければならない。

(1) 広島市電子入札システムを利用して入札に参加する場合

広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により「競争入札参加資格確認申請書」の提出操作を行い、操作完了後に表示される「競争入札参加資格確認申請受付票」を印刷し、前記3(5)を証する書面を添付して、持参又は郵送するものとする。郵送する場合にあつては、封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る競争入札参加資格確認申請受付票」在中」と朱書し、配達証明付書留郵便により郵送しなければならない。

(2) 持参又は郵送により入札に参加する場合

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、本市のホームページ（後記13(1)を参照のこと。後記5(2)ア及び13(7)の項目を除き、以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

(7) 交付期間

入札公告の日から令和5年9月11日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 交付場所

前記1に同じ。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札参加資格確認申請書を作成し、前記3(5)を証する書面を添付して、提出するものとする。また、郵送する場合にあつては、封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る一般競争入札参加資格確認申請書」在中」と朱書し、配達証明付書留郵便により郵送しなければならない。

(3) 共通事項

ア 提出期間

(7) 持参する場合

入札公告の日から令和5年9月11日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 郵送する場合

入札公告の日から令和5年9月11日（月）の午後5時まで（必着）

イ 提出場所（先）

前記1に同じ。

ウ 添付書類

(7) 広島市税の納税証明書

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（写しも可）。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(4) 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（写しも可）。〔電子納税証明書（XML形式）は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

- (ウ) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し等当該許可を証する書面
事業区域に広島市域を含むものに限る。

エ その他

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、一般競争入札参加資格確認申請書（電子入札にあつては、「競争入札参加資格確認申請書」）及び前記3において入札者に求められる義務を付している場合は、当該事項を証する書面について、本市から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

5 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記3(2)に掲げる広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記4により一般競争入札参加資格確認申請書（電子入札にあつては、「競争入札参加資格確認申請書」）を提出することができるが、入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(1) 申請期間

入札公告の日から令和5年8月29日（火）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

ア 交付方法

本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/> のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→関連情報の「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について(WTO案件)」)に掲載する。

イ 提出場所及び問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083

(3) 申請方法

申請書及び添付書類は、前記(2)イの場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

(4) 申請者の義務

申請者は、本市から申請書及び添付書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年9月20日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記1に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

本市のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(7) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。

(4) 提出期間

a 持参する場合

入札公告の日から令和5年9月7日（木）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

b 郵送する場合

入札公告の日から令和5年9月7日（木）の午後5時まで（必着）

(5) 提出場所（先）及び問合せ先

前記1に同じ。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(7) 閲覧期間

令和5年8月2日（水）から令和5年9月20日（水）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 閲覧場所

前記1に同じ。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、5年間（履行期間）の総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号、令和5年8月25日中国運輸局公示第41号（改正））による道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第2項に該当するか否かの審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあることはないこと。

(3) 入札参加者は、次のとおり契約金額を見積もること。

ア 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号、令和5年8月25日中国運輸局公示第41号（改正））によること。

また、道路運送法第9条の2第1項に定める運賃及び料金の変更の実施日が到来しているかどうかにかかわらず、当該公示の別紙1に定める運賃及び料金の額によること。

イ 「一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金について」（平成26年10月31日事務連絡、国土交通省自動車局旅客課長）によること。

ウ 「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日国自旅第628号、平成28年7月1日国自旅第80号（一部改正））によることもできる。ただし、学校教育法による学校への通学の運送であることから、契約上の年間運行日数は、原則170日から365日の間の日数を用いることができることとする。

エ 見積もりに当たり、上記ウを用いない場合は、以下の点に留意すること。

(7) 学校教育法による学校に通学する者の団体であることから、運賃の割引を行うこと。ただし、積算した運賃が上記アに規定された車種別に計算した額の下限額を下回らないようにすること。

(4) 上記アの料金のうち、深夜早朝運行料金及び交替運転者配置料金は適用しない。なお、特殊車両割増料金を適用する場合は、適用する車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70パーセント以上高額である車両であること確認するために、本市から証明等の提出を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(4) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に

提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

8 入札回数等

- (1) 入札回数は2回限りとし、この結果、落札者がいない場合は、入札を打ち切る。
- (2) 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がない場合、1回に限り再度入札を行う。
- (3) 初度入札に参加していない者及び初度入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

9 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること（アのとおり。）。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）することができる（イ又はウのとおり。）。

なお、電子入札システムによる入札書と紙による入札書の両方が提出された場合は、その両方の入札書を無効とする。

ア 電子入札システムによる場合

前記4(1)により電子入札システムを利用して競争入札参加申込を行った者は、次の(ア)及び(イ)に掲げる入札書等の書類を後記(2)アの提出期間（以下「電子入札期間」という。）内に電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めることがある。電子入札から紙入札への変更の承認を得たい場合は、「電子入札から紙入札への変更届」を本市のホームページからダウンロードし、電子入札の入札締切りの日時までに後記(2)イ(イ)に持参すること（やむを得ないと認められない場合は、変更を認めないので注意すること。）。

* やむを得ない理由とは、広島市電子入札運用基準第6条第1項に規定する事項に限る。

紙入札への変更が認められた場合の入札書等の提出方法は後記イの「持参する場合」によること。

入札書等の書類が電子入札期間内に提出されなかった場合（入札書等の書類が電磁的記録として電子入札システムの本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されなかった場合をいう。）は、当該入札に参加していない扱いとする。

(ア) 入札書

電子入札システムにより送信（入札書の提出をいう。以下同じ。）すること。

なお、電子入札システムにより送信する際に、電子入札システムの添付機能を利用して紙様式の入札書を送付した場合は、電子入札システムにより送信した入札書と電子入札システムの添付機能を利用して送付した入札書の両方の入札書を無効とする。

(イ) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、電子入札システムの添付機能を利用し入札書に添付して送付すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。入札金額内訳書は、本市所定の様式（前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

入札書に添付する入札金額内訳書は、広島市電子入札運用基準に基づいたアプリケーション（マイクロソフト社のワード又はエクセル）で作成し、入札書等の書類のファイルの合計容量（以下「合計容量」という。）を3メガバイト（MB）以下の容量とすること（PDF形式ファイルとすること及びLZH又はZIP形式に限り圧縮することを認める。ただし、自己解凍方式で送付されたものは無効とする。）とし、合計容量が3メガバイトを超える場合は、封筒に入れて〆などを付して封字し、封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）」に係る入札金額内訳書」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、「郵送（配達証明付書留郵便）」又は「持参」により、後記(2)ア(ア)の電子入札期間内に後記(2)イ(イ)の入札執行課に提出すること。

イ 持参する場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、メなどを付して封字し、封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)イ(ア)の提出期間（以下「持参提出期間」という。）内に後記(2)イ(イ)に持参すること。（後記「電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の提出方法」参照）。

入札書等が持参提出期間内に持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、メなどを付して封字すること。封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札書（第〇回）」在中」（入札書の回数は、初度入札にあつては「第1回」、再度入札にあつては「第2回」と記載すること。）と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載。または前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

(イ) 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

委任状は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載。または前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

なお、再度入札にあつては、初度入札から委任事項に変更がない場合は、提出は不要であること。

(ウ) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、封筒に入れてメなどを付して封字すること。封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。入札金額内訳書は、本市所定の様式（前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

ウ 郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札書の郵送（配達証明付書留郵便）により入札に参加する場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の郵送用の封筒に入れ、その封筒には、メなどを付して封字し、その表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)ウ(ア)の提出期間（以下「郵送提出期間」という。）内に後記(2)ウ(イ)に郵送（配達証明付書留郵便）すること（後記「電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の郵送方法」参照）。

入札書等が郵送提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(7) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、 Δ などを付して封字すること。封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札書（第〇回）」在中」（入札書の回数は、初度入札にあつては「第1回」、再度入札にあつては「第2回」と記載すること。）と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載。または前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

(4) 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(7)の封筒に同封すること。（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

委任状は、本市所定の様式（本市のホームページに掲載。または前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

なお、再度入札にあつては、初度入札から委任事項に変更がない場合は、提出は不要であること。

(5) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて Δ などを付して封字すること。封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。入札金額内訳書は、本市所定の様式（前記6(1)ア及びイにより交付。）を使用して作成すること。

(2) 入札書等の提出期間等

ア 電子入札システムによる場合の提出期間

(7) 初度入札

令和5年9月19日（火）の午前8時30分から午後5時まで及び同月20日（水）の午前8時30分から午後3時まで

(4) 再度入札を実施する場合

初度入札に係る開札の終了時から令和5年9月22日（金）の正午

イ 持参による場合の提出期間及び提出場所

(7) 提出期間 前記アに同じ。

(4) 提出場所 前記1に同じ。

ウ 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

(7) 提出期間 入札公告の日から令和5年9月20日（水）の午後3時まで（必着）

(4) 提出先 前記1に同じ。

(3) 共通事項

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

10 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 前記2(1)①から⑫までに掲げる調達サービスごとに、次のとおりとする。

- ① 令和5年9月21日（木）午前10時
- ② 令和5年9月21日（木）午前10時20分
- ③ 令和5年9月21日（木）午前10時40分
- ④ 令和5年9月21日（木）午前11時
- ⑤ 令和5年9月21日（木）午前11時20分
- ⑥ 令和5年9月21日（木）午前11時40分
- ⑦ 令和5年9月21日（木）午後 1時
- ⑧ 令和5年9月21日（木）午後 1時20分
- ⑨ 令和5年9月21日（木）午後 1時40分
- ⑩ 令和5年9月21日（木）午後 2時
- ⑪ 令和5年9月21日（木）午後 2時20分
- ⑫ 令和5年9月21日（木）午後 2時40分

（再度入札を実施する場合は、電子入札システムによる再入札通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、ファクシミリによる再入札通知書）により、再度入札に係る開札の日時を通知する。）

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市役所北庁舎5階 第1会議室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ競争入札参加資格を証する書類（資格審査結果通知書の写し）、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

11 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達サービスを履行できると本市が判断した入札者であって、規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) くじ引き

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の「翌日（休日でない日）」にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。

ただし、同価の入札をした者の全てが立ち会っている場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札

者を決定する。この場合において、くじを引かない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引く。

(3) 調査基準価格の有無

有

(4) 委託業務低入札価格報告書等の提出

落札者となるべき者で、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、持参又は郵送により提出しなければならない。郵送する場合にあつては、封筒の表に「令和5年9月21日開札「広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その〇）に係る委託業務低入札価格報告書等」在中」と朱書きし、配達証明付書留郵便により郵送しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、落札者となるべき者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、原則として電子入札システムの保留通知書（初度入札において、持参又は郵送により入札書を提出した者については、原則としてファクシミリによる保留通知書）により通知する。

ア 提出期間

(7) 持参による場合

開札日時から令和5年9月28日（木）（再度入札を実施する場合は、令和5年9月29日（金））までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合

開札日時から令和5年9月28日（木）（再度入札を実施する場合は、令和5年9月29日（金））の午後5時まで（必着）

(7) 共通事項

(2)本文によりくじ引きを行う場合などは、別途提出期間を指定する。

イ 提出場所（先）

前記1に同じ。

12 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額（各年度の支払予定額のうちの高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(4) 契約手続における交渉の有無

無

(5) 契約書の作成

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本市が交付する。

(6) 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

ただし、契約締結時に車両を保有していない場合、履行開始日に運行できる車両の購入について、前記6(1)ア及びイにより交付する本市所定の様式「申立書」を本市に提出し、本市から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本市は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/> のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正を行った案件」) に掲載するので入札前に確認すること。

(8) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記 3(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 競争入札参加資格申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低金額以上の入札

オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年広島市規則第 132 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(9) 政府調達に関する協定等の適用

本調達は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適用を受ける調達であるため、改正協定第 18 条、日欧協定第 10.12 条、日英協定第 10.12 条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。

(10) その他

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市契約規則その他関係法令及び本市の要綱、要領等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

入札関係資料等は、次のとおりである。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告（写し） ・ 入札説明書 ・ 仕様書 ・ 入札書様式，委任状様式（入札書を持参・郵送する場合） ・ 入札参加資格確認申請書様式 ・ 契約書（案）及び契約約款 ・ 入札金額内訳書様式 ・ 委託業務低入札価格報告書様式 ・ 従事者支払賃金計画書様式，従事者配置計画様式 ・ 申立書 	<p>広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリ検索 入札・見積り情報」へ画面を展開し，入札案件を検索した上，その「入札・見積り詳細情報」（詳細）の『添付資料』からダウンロードすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品売買等競争入札参加者の手引 ・ 委託業務低入札価格報告書等作成手引 ・ 仕様書等に関する質問書 ・ 電子入札から紙入札への変更届 ・ 契約保証金の納付等について ・ 低入札価格調査制度適用業務の入札に係る注意事項等について（お知らせ） ・ 入札参加資格の確認に係る納税証明書について ・ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について ・ 契約保証金免除申請書 	<p>広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「各種様式集」→「物品・役務」からダウンロードすること。</p>

電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の提出（持参）方法

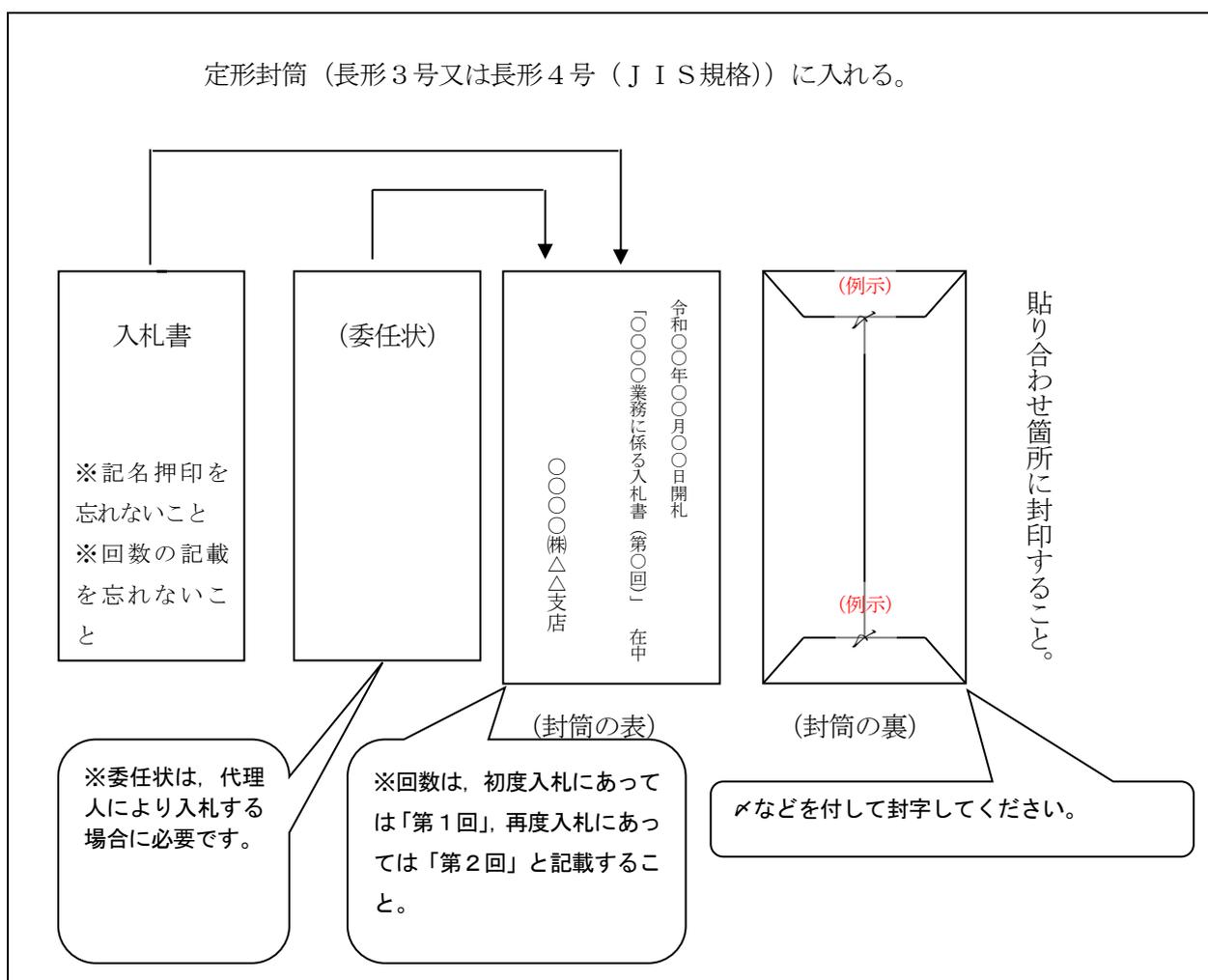
電子入札を行う入札案件について、紙入札も認められている場合に紙（持参）により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に持参により、広島市長（入札執行課）に提出しなければなりません。

- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）
- (3) 委任状〔代理人として入札する場合に必要です。〕

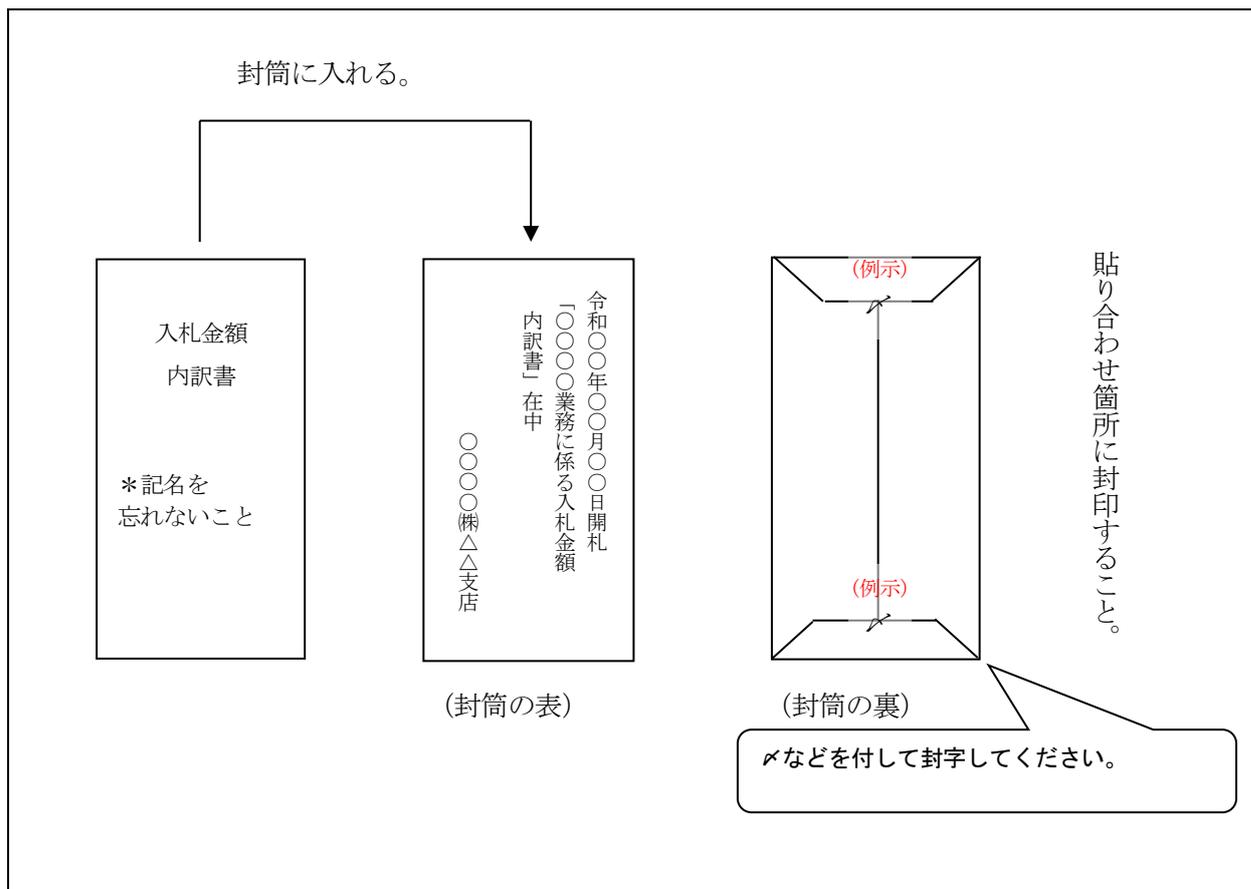
提出・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の1から3の順に封印等を行ってください。

（鉛筆，シャープペンシル，消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

1 入札書の封印



2 入札金額内訳書の封印



3 入札書（封印済）・入札金額内訳書（封印済）の封入

入札回数に相应する2通の入札書を作成し、それぞれ封筒に入れて封印し、これら2通を持参用の封筒に入れて提出してもよい。ただし、再度入札において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札は無効となる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札書（第〇回）」
〇〇〇〇（株）△△支店
在中

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札金額
内訳書」 在中
〇〇〇〇（株）△△支店

（封印したもの）

（封印したもの）

持参用の封筒に入れる。

「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札「〇〇〇〇業務に係る入札書等」在中」と朱書してください。

広島市長（入札執行課名）あて
令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札書等」
在中

（封筒の表）

あて先の住所は、入札公告に記載してある入札書提出先を記載してください。

（例示）
広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇（株）△△支店
FAX (XXX-XXXX)
業者番号 〇〇〇〇〇
（例示）

貼り合わせ箇所封印すること。

（封筒の裏）

✂などを付して封字してください。

電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の郵送方法

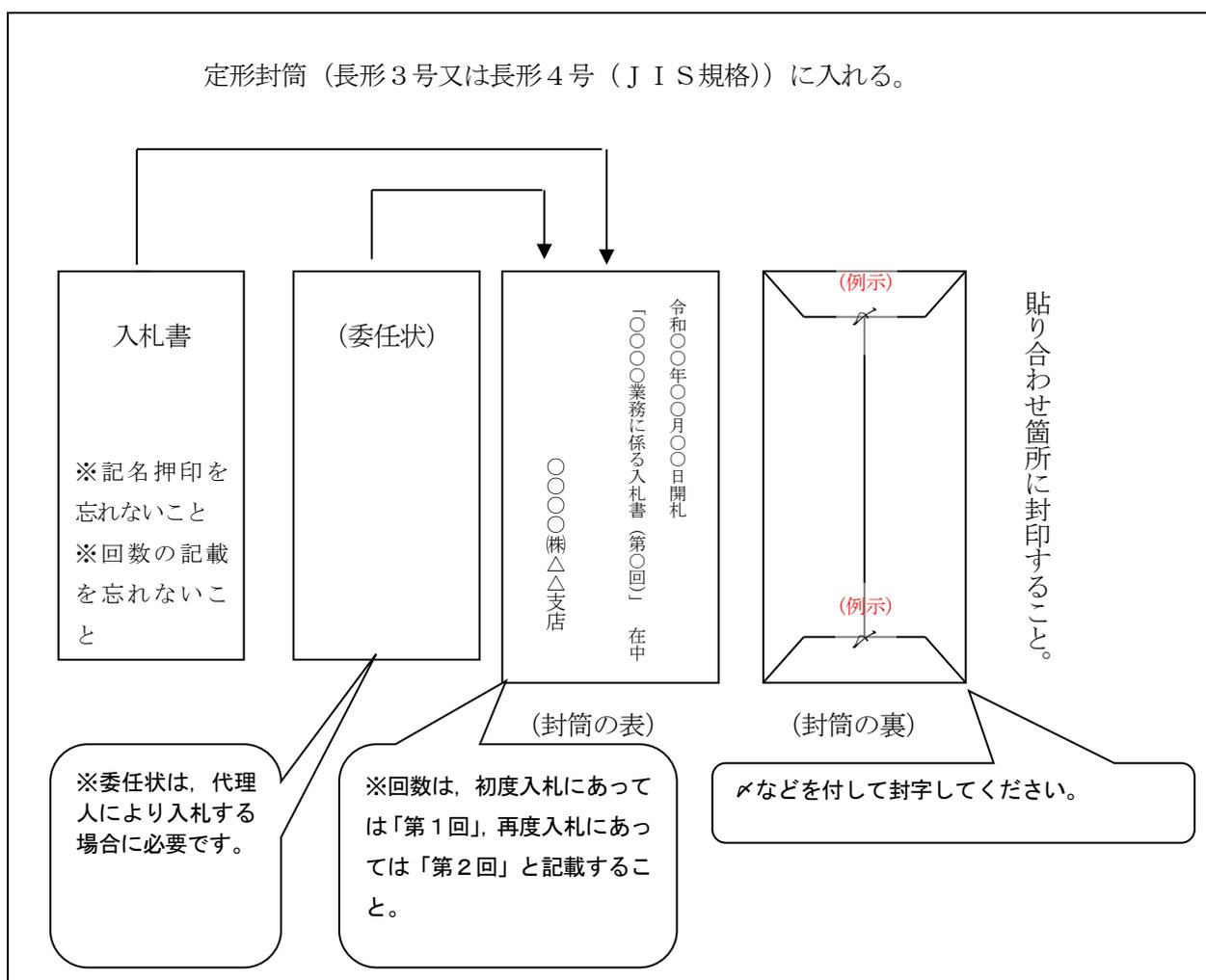
電子入札を行う入札案件について、紙入札も認められている場合に紙（郵送）により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に配達証明付書留郵便により、広島市長（入札執行課）あてに親展で郵送しなければなりません。

- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）
- (3) 委任状〔代理人として入札する場合に必要です。〕

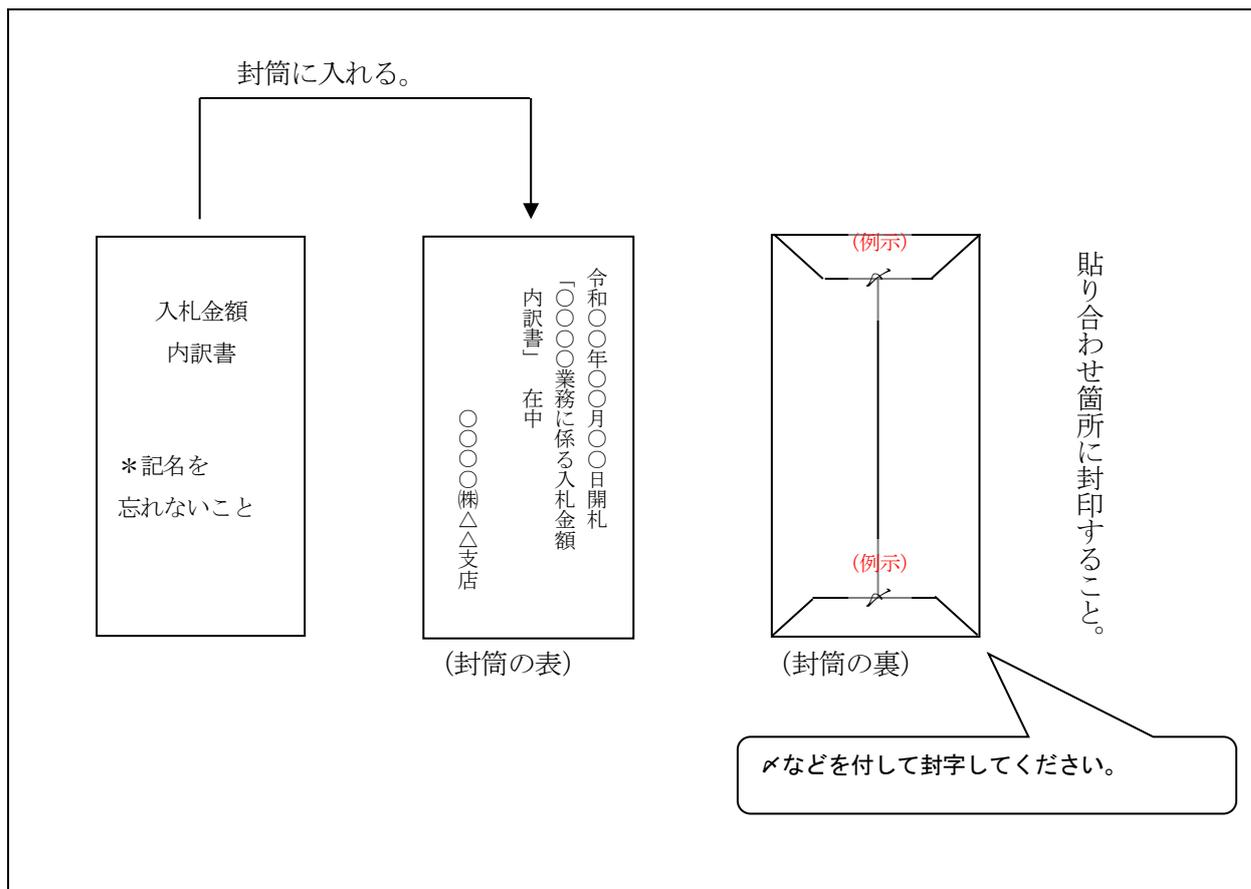
郵送・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の1から3の順に封印等を行ってください。

（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

1 入札書の封印



2 入札金額内訳書の封印



3 入札書（封印済）・入札金額内訳書（封印済）の封入

入札回数に相応する2通の入札書を作成し、それぞれ封筒に入れて封印し、これら2通を郵送用の封筒に入れて提出してもよい。ただし、再度入札において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札は無効となる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札書（第〇回）」
在中
〇〇〇〇(株)△△支店

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札金額
内訳書」 在中
〇〇〇〇(株)△△支店

(封印したもの)

(封印したもの)

郵送用の封筒に入れる。

「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札」「〇〇〇〇業務に係る入札書等」「在中」と朱書してください。

切手 000-0000
親展
令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
「〇〇〇〇業務に係る入札書等」
在中
広島市〇区〇町〇丁目〇番〇号
広島市長（入札執行課名）あて

(封筒の表)

あて先の住所は、入札公告に記載してある入札書提出先を記載してください。

(例示)
広島市〇区〇町〇番〇号
〇〇〇〇(株)△△支店
FAX (XXX-XXXX)
業者番号 〇〇〇〇〇
(例示)

貼り合わせ箇所に封印すること。

(封筒の裏)

✂などを付して封字してください。